

## 第1回山梨労働局安全衛生労使専門家会議を開催しました

平成23年5月20日（金）に、労働現場や安全衛生に詳しい専門家で構成する第1回山梨労働局安全衛生労使専門家会議を開催しました。

会議では、建設業における安全対策に関する意見を聴取するため、建設工事現場を視察した後に、災害防止のためのリスクアセスメント、熱中症対策について議論しました。



## 山梨労働局安全衛生労使専門家会議開催要綱

### 1 目的

山梨労働局が推進する安全衛生施策を現場実態を踏まえたより効果的かつ効率的なものとするため、労働現場や安全衛生に詳しい専門家で構成する会議を開催し、地域における労働災害防止対策、労働者の健康確保対策の進め方等について意見を聴取し、その結果を地域の安全衛生に係る諸対策に反映させていくこととする。

### 2 名称

名称は、「山梨労働局安全衛生労使専門家会議」（以下「会議」という。）とする。  
会議の構成員の名称は「山梨労働局安全衛生専門委員」（以下「委員」という。）とし、山梨労働局長が委嘱する。

### 3 構成及び任期

会議は、次の委員で構成する。

なお、委員の任期は2年とし、委員が任期途中で交替する場合には、後任者は前任者の任期を引き継ぐものとする。

- (1) 労働組合推薦者
- (2) 使用者団体推薦者
- (3) その他労働局長が必要と認める者（労働安全・衛生コンサルタント、産業保健分野に精通した医師等）

### 4 議事等

会議においては、現場実態を知る専門家の立場から、以下の事項について意見を聴取する。会議で出された意見については、地域の安全衛生施策を現場実態を踏まえたより効果的かつ効率的なものとするために活用する。

- (1) 労働災害の再発防止策の検討等労働災害の防止に関すること
- (2) リスクアセスメントの普及促進に関すること
- (3) 職場におけるメンタルヘルス対策に関すること
- (4) 労働者の自殺防止対策に関すること
- (5) 過重労働による健康障害防止に関すること
- (6) 職場における受動喫煙防止対策に関すること
- (7) 石綿等による職業性疾病の予防に関すること
- (8) 安全衛生行政と地方自治体、関係団体等との連携に関すること
- (9) その他（現場に対する安全衛生パトロールの実施、集団指導への参画等）

### 5 開催回数

年間2回を目安とする。

### 附則

- 1 本要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度第1回の会議は、5月中に開催することとする。